

# WITHコロナ社会における 新型コロナウイルス感染症への対策に関する緊急要望

新型コロナウイルス感染症については、国内においても感染者数が増加の一途を辿り、4月7日に7都府県で、4月16日には全国で緊急事態宣言が発令されました。その後、5月14日に39県で、5月21日には京都府を含む3府県で緊急事態宣言が解除されましたが、ワクチンの実用化がなされるまでの間は完全な終息に至らず、第2波への警戒を緩めることができない状況であり、医療崩壊を防ぎ、国民の命を守るため、引き続き医療・検査体制の充実に万全を期することが必要です。

この間、緊急事態宣言に伴う外出自粛や営業自粛等の措置により、国民生活や国内経済への影響はさらに長期化・深刻化しております。

京都府においても、本年の早い時期から、観光客の激減やキャンセルの急増により、観光業や飲食業、小売業、運輸業など幅広い業種で大きな打撃を受けており、今後、ものづくり産業や農林水産業、文化芸術関係を含め、事業活動の継続に向けた最大限の支援を引き続き講ずるとともに、「WITHコロナ社会」に対応して感染拡大の防止とのバランスを取りながら、経済活動の回復を強力に進めていくことが不可欠です。

加えて、これから本格的な出水期を迎えるにあたり、大規模な水害等が発生して住民が避難所へ多数避難する場合に、避難所で感染防止対策がとられていなければ、そこでクラスターが発生し得る危険をはらんでおり、早急な対応が必要です。

また、「大学のまち」京都において、アルバイト収入の激減や家計の急変等により、多くの学生が学業の継続に不安を抱える状況となっており、早期に支援の枠組を構築することが求められます。

さらに、本感染症については、誤った情報や認識に基づく感染者や家族等への不当な差別、SNSでの誹謗中傷やデマの拡散、さらには、自粛要請への対応に関連する嫌がらせ等が全国的に発生しています。

政府においては、先般成立した第1次補正予算に続き、第2次補正予算の検討を進めておられますが、こうした地域の情勢を踏まえた的確な対策が講じられるよう、下記のとおり緊急に要望します。

## 記

### <要望の概要>

#### 1. 第2波に備えた医療・検査体制のさらなる充実強化と医療現場への支援

「緊急包括支援交付金」について対象経費の拡充など柔軟な運用としたうえで飛躍的増額を図るとともに、医療機関・医療従事者への支援の大幅な拡充を。

#### 2. 府民の暮らし・雇用の安定と、事業者等の事業継続に向けた支援のさらなる強化

国の支援制度を必要とする国民や事業者に早急に届けるとともに、学生への幅広い支援の実現や、事業者等の資金繰り等の支援制度についてさらなる規模の拡大を。

#### 3. WITHコロナ社会における、感染予防と両立した経済活動の回復の強力な推進

対策の中長期化を見据え、「新しい生活様式」を踏まえた感染予防対策の実施や、「WITHコロナ社会」における経済活動の回復への見通し・戦略を。

#### 4. 地域の実情に応じて地方自治体が講ずる対策への最大限の支援

躊躇なくきめ細やかに対策を実施することができるよう「地方創生臨時交付金」について飛躍的増額を図るとともに、都道府県等の対策の実効性を担保する法的措置を。

## <具体的な要望事項>

### 1. 第2波に備えた医療・検査体制のさらなる充実強化と医療現場への支援

#### 〔緊急包括支援交付金の飛躍的増額〕

- 第1次補正予算で創設された「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」については、都道府県において今後の第2波に備えた医療・検査体制のさらなる充実強化を図るうえで不可欠の財源であり、本要望に記載する各項目について幅広く交付の対象へと拡充するなど柔軟な運用としたうえで、対策の中長期化も見据え、交付金の「飛躍的増額」を図ること。

#### 〔入院・療養体制の充実強化〕

- 重症・中等症者等に対応するための入院病床の確保に必要な受入環境整備（施設面・経営面）については、緊急的にこれまで都道府県が講じた対策に要する経費や、今後さらなる病床の拡充（緊急的に確保した感染症対応病床の集約化を含む。）に必要な経費について、幅広く「緊急包括支援交付金」による支援の対象とすること。特に、院内感染の防止のため、感染症患者と感染症以外の患者との動線を明確に分け、接触させない状態を担保するうえで不可欠な対策に要する経費（動線確保のために感染防止上利用できなくなった空床に係る経費、動線確保のための施設改修費等）や、携帯X線装置の導入経費、感染者を一般病床で受け入れることに伴う経費等について、支援対象を幅広く拡充すること。
- 軽症者等が療養するための宿泊施設については、対策の中長期化を見据え、「緊急包括支援交付金」を増額したうえで引き続き必要な経費を支援の対象とするとともに、都道府県の求めに応じて必要な人的支援を行うこと。
- 感染者の入院医療機関や療養宿泊施設に関する地域住民の不安への対応や、風評被害への対策等については、都道府県でも最大限の配慮を講じているところであるが、国においても、国民に対する広報や啓発等を含め、責任をもって取り組むこと。

#### 〔検査体制の充実強化と、妊婦等の安心の確保〕

- PCR検査の検査試薬や個人防護具について、国において責任をもって調達・供給するとともに、抗原検査キットについて、積極的な現場への供給拡大と、さらなる検査精度の向上を図ること。
- 妊婦や医療従事者の安心・安全を確保するため、分娩の形態によらず、希望する全ての妊婦についてのPCR検査費用の全額国費負担を早急に実現すること。併せて、陽性と判明した妊婦が安心して出産できる環境を整備するためのポータブル超音波診断装置等の機器整備など、周産期医療体制の確保に必要な経費について、幅広く「緊急包括支援交付金」による支援の対象とすること。

#### 〔医療機関及び医療従事者への支援の充実〕

- 医療現場での感染防御等に必要な防護服（ガウン）、消毒用アルコール、マスク、フェイスシールド等の医療資材について、医療現場全体において継続的に供給が逼迫し、確保が困難となっていることから、国の責任において、十分な医療資材の確保・提供を行うこと。特に消毒用アルコールについては、今後「新しい生活様式」の定着を進める中、殺菌や除菌など感染予防のため需要の増大が見込まれるが、国において医療活動に影響が出ないよう確保すること。また、都道府県が医療機関における資材の在庫を把握し、調達・提供を行う取組について、「緊急包括支援交付金」の対象とすること。

- ・ 通常診療の患者減少等により地域の医療機関の経営が悪化していることを踏まえ、国の責任において、医療機関の資金繰り等への支援策を早急に講じるとともに、都道府県による医療機関への支援の取組について、幅広く「緊急包括支援交付金」の対象とすること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症との戦いの最前線で日夜対応する医師、看護師等の医療従事者に対し、特殊勤務手当の支給やホテルの宿泊費用の助成等、国による支援を大幅に拡大すること。また、都道府県による医療従事者への支援の取組について、幅広く「緊急包括支援交付金」の対象とすること。

#### 〔ワクチン等の早期開発〕

- ・ 感染の完全な終息を目指し、国主導の下、民間企業等とも連携して、国産の抗ウイルス薬やワクチンの早期開発に取り組み、速やかに供給体制を確立すること。

## 2. 府民の暮らし・雇用の安定と、事業者等の事業継続に向けた支援のさらなる強化

#### 〔国の支援制度の早期かつ円滑な執行〕

- ・ 第1次補正予算で創設された「持続化給付金」「特別定額給付金」や大幅に拡充された「雇用調整助成金」について、給付まで時間がかかっており、必要とする国民や事業者十分に支援が行き届いていないことから、受付・審査体制の強化（地域の経済団体や組合等との連携、事務を取り扱う地方自治体への支援等）、制度や申請方法の周知の強化、申請支援を行う士業等の専門人材の活用等により、早急に給付金等を届けること。今後さらに国において講ずる支援策についても、同様に広く周知を図り、窓口混乱や停滞が生じないように、受付・審査体制を強化すること。

#### 〔困窮する学生への支援の強化〕

- ・ 我が国の未来を支える多くの学生が、感染拡大の影響により学業の断念に追い込まれることはあってはならない。このため、先般閣議決定された困窮する学生に対する支援策については、速やかに必要な学生に行き渡るようにするとともに、学生に対し、さらに思い切ったできる限り幅広い支援策を講じ、安心して学業に専念できる環境を整えること。大学院生・留学生についても、高等教育の修学支援新制度の対象とする等、幅広い支援を講ずること。
- ・ 大学の再開に向けて、大学毎の特性や実情を踏まえた感染予防策を実施するために必要な経費や、オンライン環境等の学習環境の整備、授業料の減免など、大学が講ずる学生のための支援策について助成すること。

#### 〔緊急小口資金の特例貸付に係る追加予算措置〕

- ・ 生活福祉資金貸付制度により、緊急小口資金等の特例貸付として一時的に資金が必要な方への緊急貸付を行っているが、過去に例を見ない多額の申請がなされている状況であり、速やかに予算の増額を図ること。

#### 〔企業等の資金繰りを支える金融支援の充実強化等〕

- ・ 中小企業等の資金繰りを支えるため、第1次補正予算で創設された民間金融機関における実質無利子・無担保融資の上限額3,000万円を、日本政策金融公庫の同様の制度と同額となる1億円に引き上げた新たな制度枠を創設すること。
- ・ 感染症の影響の中長期化を見据え、資金繰りの支援のために民間金融機関が行うプロパー融資や出資等の取組について、国が金利を負担する等の制度の創設等により強力に推進するとともに、市場における金融不安が生じないように万全の対策を講ずること。また、為替の状況を注視し、必要に応じて機動的に対応すること。

#### 〔仕事づくりへの支援等〕

- ・ 国内外の需要の急減等により深刻な影響を受けている事業者や個人事業主等（伝統工芸品の職人や観光事業者等）を対象として、資金繰りの支援だけでなく、リーマンショック時に設けられた解雇・雇止めになった失業者に対する仕事づくり（緊急雇用創出）事業を、さらに対象を在職者に拡充したうえで、年度をまたいで柔軟に運用できる新たな仕事づくり基金制度として再構築すること。
- ・ 休業した事業所の従業員と人材が必要な他の事業所とのマッチングを行い、短期間の人材移動（短期出向制度）を促す地方自治体の取組に対して、財政支援を講ずること。
- ・ 活動の継続に深刻な影響を受けているアーティストやクリエイター、舞台芸術サービス提供者等の文化芸術関係者・団体を対象として、都道府県等が実施している様々な支援策も含め、息の長い財政支援を講ずること。

### 3. WITHコロナ社会における、感染予防と両立した経済活動の回復の強力な推進

#### 〔WITHコロナ社会における見通し・戦略の提示と強力な推進〕

- ・ 対策の中長期化を見据え、「新しい生活様式」の国民や事業者への定着を進めつつあらゆる分野において感染予防と両立した経済活動の回復につなげるため、京都府ではまず産業分野における戦略の策定に向けた検討を開始するところであるが、国においても、世界をリードするような、これまでにない発想で、各省庁横断的に検討を行ったうえで「WITHコロナ社会」や「POSTコロナ社会」における経済活動の回復に向けた見通し・戦略を策定のうえ国民に提示し、法令・財政・金融・税制等あらゆる施策手段を講じて強力に推進すること。

#### 〔観光業等の回復に向けた支援〕

- ・ 第1次補正予算で創設された「GoToキャンペーン」について、感染拡大防止の観点から広域的な移動に制約がある中で、身近な観光資源に光を当て、都道府県内や地域ブロック内等における観光・周遊から段階的に促進していくことを念頭に、キャンペーンの対象を近隣住民による週末等における旅館利用や外食等に拡充するとともに、バス、タクシー等の利用についても広く対象とすること。また、旅行会社が販売した商品のほか、宿泊施設が自社の公式サイト等で直接販売した商品も、「代金の1/2相当分のクーポン等を付与」の対象に拡充するなど、柔軟に制度を運用すること。
- ・ クルーズ船が寄港する港において、円滑・迅速な出入国審査や確実な検疫を行うために必要となる人員及び感染防止に資する機材の充実を図るとともに、クルーズ市場の回復に向けて、クルーズ船の入港にあたっては、感染症発生時の対応マニュアルを作成するほか、感染症対策等のリスク管理も含め、事前に国が、感染症対策における国、寄港地及びクルーズ船社等の役割などについて各港共通のルールを示すとともに、危機管理に関する積極的な対策を実施すること。

#### 〔製造業等のサプライチェーンの回復や工業製品・農林水産物等の販路開拓〕

- ・ 海外からの生産拠点の国内回帰や新たな調達先の確保など、製造業のサプライチェーンの回復や多角化につながる取組に対して、支援を拡充すること。
- ・ 農林水産物の需要拡大に向けて、肉や魚介類、野菜などの複数品目を組み合わせてメニュー化し、それぞれ家庭からの希望によって調理レシピ付き詰合せセットを届けるなど、新しい社会に適合した新しい販売戦略などの取組に対して支援する制度を創設すること。

### 〔感染防止対策の強化等〕

- ・ 避難所における感染拡大を防止するため、「避難所における良好な生活環境確保に向けた取組指針」及び「避難所運営ガイドライン」を早急に見直し、避難所における感染防止対策の充実を図ること。また、避難所等において、「3密」を防ぎ、住民が避難所に躊躇なく避難できるよう、市町村が避難所としてホテル等を借り上げることや、専用スペースを確保するパーティション等資材の調達、学校の空き教室の改修、施設利用後の清掃・消毒の取組等が行えるよう、支援を強化すること。さらに、災害が小規模であっても災害救助法が適用（同法施行令第1条第1項第4号）できるよう、迅速かつ柔軟な運用を行うとともに、災害救助法の適用と同時に避難所の設置に係る特別基準（ホテルや旅館等の活用）を適用すること。
- ・ 再開後の小中学校、高等学校等における感染防止対策や定期健康診断実施に要する経費、夏休みを活用した授業におけるエアコンの稼働経費、学習課題の家庭への郵送経費など、学校の裁量で柔軟に対応できる交付金を創設すること。
- ・ 感染拡大の防止措置を十分に講じたうえで、民間における建設投資の減退を補う観点も踏まえ、防災・減災・国土強靱化の推進、道路・鉄道による物流網や人流基盤の強化、オンラインでの事業活動や教育等あらゆるサービスの基盤となる通信インフラの整備の加速化など、未来に向けた投資を一気呵成に行い、強くしなやかな経済の再構築を図ること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関連する差別・偏見やデマの拡散は、人権侵害だけでなく、住民の冷静な行動を妨げ、感染拡大防止への支障となりかねないものであり、国において、正しい知識の継続的な広報や啓発を実施するとともに、相談窓口の充実及びその周知の強化など、人権を守る対策を講ずること。
- ・ 国民の不安を解消し、適切な感染拡大防止のための行動につながるよう、日々変化する状況に対応して適切な情報の発信・提供を行うとともに、便乗した悪質商法・特殊詐欺等に対し、テレビ・ラジオ等の広報媒体を活用した効果的な注意喚起など万全の対策を講ずること。

## 4. 地域の実情に応じて地方自治体が講ずる対策への最大限の支援

### 〔地方創生臨時交付金の飛躍的増額〕

- ・ 第1次補正予算で創設された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」については、この間地域において緊急的に講じた施策により、既に当初設定された1兆円の総額をはるかに上回る規模の需要が見込まれるところであり、さらに今後、「WITHコロナ社会」や「POSTコロナ社会」における経済活動の回復を推進するための施策を含め、地方自治体が地域の実情に応じて躊躇なくきめ細やかに対策を実施することができるよう、複数年を要する調達に係る使途を明確にした出資など柔軟な運用を可能としたうえで、最低でも総額3兆円以上の規模への「飛躍的増額」を図ること。

### 〔地方自治体が講ずる対策の実効性を担保するための法的措置等〕

- ・ 第2波に備える観点から、この間「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき国及び地方自治体が講じた対策についての検証を行い、必要な制度面の見直しを行うこと。特に、都道府県知事が講ずる「積極的疫学調査」、「宿泊施設における療養」、「自宅での健康観察要請」や「緊急事態措置」等について、対策の実効性を担保するための法的措置等を早急に講ずること。

令和2年5月22日

京都府知事 西脇 隆俊